

## 「三鷹市国民保護計画（素案）」に係る市民意見への対応について

### 【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します・・・意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③事業実施の中で検討します・・・事業実施段階で判断するもの
- ④既に計画（素案）に盛り込まれています・・・既に意見やその趣旨が計画（素案）に盛り込まれているもの
- ⑤対応は困難です・・・趣旨の反映を含め計画（案）や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑥その他・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 2名  
件数： 5件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性	
1	P37-P38	地下に避難できる避難施設を教えてください。	①計画に盛り込みます	避難施設のうち地下に避難できる施設は、内閣官房国民保護ポータルサイト内でも公表されていることを踏まえ、当市の計画内においても明記し市民への周知を図ります。
2	P37-P38	各避難施設の収容可能人数を教えてください。	⑥その他	各避難施設の収容可能人数は、避難者一人当たりが必要とする面積を0.825㎡と想定し、東京都から指定されています。
3	P37-P38	元気創造プラザが避難施設に含まれていないのはなぜですか？	⑥その他	構造上避難施設に適する場合であっても、消防署、警察署、病院など、災害活動の拠点となる施設は、避難時の混乱を避けるため避難施設に指定しないこととしており、元気創造プラザについても市の災害対応拠点となることから指定していないものです。
4	総論	これまでに武力攻撃への備えとしてシェルターの設置計画はありましたか？ また、今後設置する計画はありますか？	⑥その他	現在までシェルター設置に関する具体的な計画や検討はありませんが、引き続き国及び東京都の動向を注視していきます。
5	総論	Jアラートの有効性は疑問です。	⑥その他	Jアラートを所管する総務省の取り組みを注視するとともに、当市においてもJアラートが有効に機能するよう引き続き万全を図っていきます。